

## 障害福祉サービス事業所等の指導及び監査について

障害福祉サービスにおける指導監査については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、サービスの質の確保及び自立支援給付費等の適正化を図ることを目的として実施されるものです。

### 1 指 導

#### （1）集団指導

適切なサービスを提供するために必要な情報伝達の間として、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項などの内容について、講習等の方式により指導を行うものです。

#### （2）運営指導（旧実地指導） ※令和6年4月より「運営指導」に変更

サービスの質の確保及び自立支援給付費等の適正化を図ることを目的として、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で指導を行うものです。

※ 著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に報酬請求の誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合には、監査に変更します。

### 2 監 査

通報等により入手した各種情報により、指定基準違反や不正請求の事実が認められる場合、又は、疑いがある場合に、事業所に対して立入検査等により監査を実施します。（原則として、事前に通告を行うことなく実施します。）

また、指定基準違反等と認める場合は、必要により勧告・命令、指定等の全部又は一部の効力停止及び指定の取消等の行政上の措置を行います。

※令和5年度行政処分事例（介護サービス事業所の事例）

- ・ 指定時に人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員基準を満たしているものとして、指定申請を行った。
- ・ サービスを提供していなかったにもかかわらず、サービスを提供していたとして、介護報酬を不正に請求していた。

### 3 指導の方針

#### (1) 指導・監査課で行う指導・監査の種類等

※障害福祉サービス等に関係するもの

| 指導・監査の種類                                                                                                                          | 主な指導・監査項目                                                           | 指導・監査周期                         | 根拠法令                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【障害福祉サービス等運営指導(旧実地指導)】</b><br>①障害者支援施設<br>②障害福祉サービス事業所<br>③障害児通所支援事業所<br>④特定相談支援事業所<br>⑤地域移行支援事業所<br>⑥地域定着支援事業所<br>⑦障害児相談支援事業所 | ○運営指導<br>利用者の利用実態の確認及びサービスの質に関する確認<br><br>○報酬請求指導<br>報酬基準に基づいた実施の確認 | 概ね3年に1回                         | <b>【運営指導(旧実地指導)】</b><br>総合支援法第10条<br>児童福祉法第57条の3の2<br><b>【監査】</b><br>総合支援法第48条、51条の27、<br>児童福祉法第21条の5の22・第24条の34 |
| <b>【社会福祉法人指導監査】</b>                                                                                                               | ○法人運営(理事会、評議員会)<br>○会計管理の状況<br>○資産管理                                | 3年に1回<br><br>※大きな問題がない場合        | 社会福祉法56条                                                                                                         |
| <b>【施設監査(社会福祉法人)】</b><br>①障害者支援施設                                                                                                 | ○入所者の処遇<br>○施設の運営管理体制<br>○職員の確保、処遇<br>○施設の会計処理<br>○防災、事故対策          | 3年に1回<br><br>※概ね適正な運営が確保されている場合 | 社会福祉法70条<br><br>総合支援法48条                                                                                         |

※ 指導・監査周期は、指摘・改善を要する事項が多数の場合などは、改善状況を確認するため継続的に指導・監査を行う場合があります。

※新たに指定した事業所に関しては、原則として1年以内に運営指導を行います。

※上記のほか、介護サービス事業所等、有料老人ホーム、保育所等についても指導・監査課で一体的に実施します。

#### (2) 運営指導(旧実地指導)の方法

① 指導実施の1か月前までに文書(郵送)で通知します。(※1)

② 10日前までに「自主点検表」や勤務表など、指導に必要な事前提出資料を提出していただきます。

※「自主点検表」について：R5年度までは「自主点検表全体」を提出、R6年度からは「自主点検表本文」と「自主点検表回答票」を分け、「自主点検表回答票」を事前提出資料として提出。

③ 指導当日は、施設の規模や指導・監査対象サービス数に応じて、2名～7名程度で指導・監査を実施します。

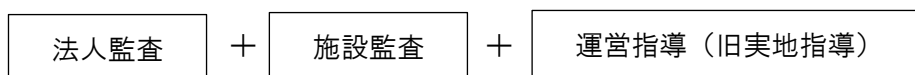
必要書類の準備、担当職員による対応等をお願いいたします。

④ 運営指導（旧実地指導）の結果、指導事項等がある場合、後日、「文書指摘」「口頭指摘」「助言」に区分し、通知します。「文書指摘」については、通知後1か月以内に改善状況を報告していただきます。

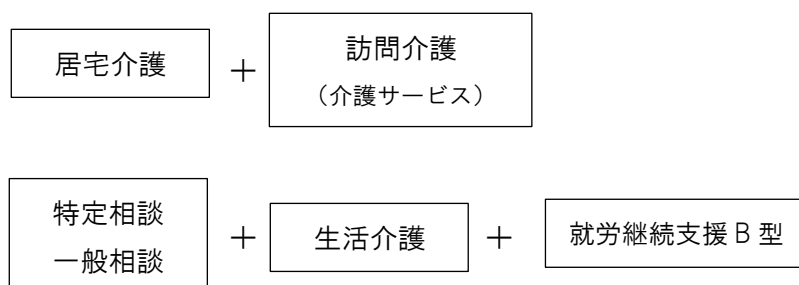
（※1）事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

（※2）本市では、前頁（1）の指導・監査を全て指導監査課で実施することから、同一所在地で行っているサービス等については、原則、次の例のように、同日に実施する予定です。

**例1：社会福祉法人で障害者支援施設を運営**



**例2：同一所在地で行う複数のサービスについて**



※同日に実施可能な範囲のサービスを通知して実施し、それ以外のサービスは別途実施します。

#### 4 業務管理体制の検査

平成 24 年 4 月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを確認するため、業務管理体制の検査を行います。

##### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者を対象に実施するものです。

法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

##### (2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施するものです。

当該事業者等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。